平成２７年（フ）第１０２号
滋賀県守山市二町町224番地１　アルカディア二町マンション502号
債務者　西方　浩人
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１０３号
滋賀県守山市二町町224番地１　アルカディア二町マンション502号
債務者　西方　　操
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３８号
鳥取県米子市新開１丁目３番16号　野本方、前住所鳥取県米子市夜見町3076番地16
債務者　門脇美香子
1　決定年月日時　平成27年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第１７３号
広島市東区温品２丁目14番11号
債務者　福田　英子
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５２号
山口県下関市筋川町１番11号
債務者　今里　克己
1　決定年月日時　平成27年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第１２号
福岡県直方市大字植木1175番地５　レゼンド恵２－10号
債務者　石井　春美
1　決定年月日時　平成27年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２７年（フ）第１４号
福岡県筑後市大字長浜1426番地９　サンハイツ長浜102号
債務者　原田　亜紀
1　決定年月日時　平成27年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２７年（フ）第１２０号
大分市坂ノ市南１丁目５番12号　レオパレス21ひまわり102
債務者　吉田　政矢
1　決定年月日時　平成27年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第８４号
宮崎県西都市大字右松62番地１　リアライズ西都205号、前住所宮崎県児湯郡高鍋町大字持田1446番地57
債務者　倉岡　洋子
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第６１号
長野県安曇野市穂高5153番地７
債務者　矢口あけみ
1　決定年月日時　平成27年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第８１号
長野県北安曇郡松川村5066番地234
債務者　牛越　信一
1　決定年月日時　平成27年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第１９号
宮崎県東臼杵郡門川町加草１丁目35番地　ハマコーポ201号
債務者　堀　　春奈
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第１９号
宮城県栗原市栗駒中野沼尻前37番地１　サンビブレ205号室、従前の住所宮城県栗原市栗駒稲屋敷滝沢94番地
債務者　黒田奈緒美
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月24日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第３７号
富山市豊川町２番２号
債務者　早瀬　孝嘉
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月24日まで
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３９号
富山市奥田寿町19番１－307号　市営住宅
債務者　水井志奈子
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月24日まで
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３３号
石川県小松市芦田町１丁目５番地
債務者　中田　　昇
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月24日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第８号
山梨県上野原市鶴島4585番地
債務者　宮浦　博美
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月24日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係